

京 都 労 働 局  
平成25年11月27日  
午後 2時 発表

担  
当

京都労働局労働基準部賃金室  
賃金室長 岡嶋 静  
賃金指導官 清水和義  
電話075-241-3215

## 京都府特定（産業別）最低賃金額の改正決定について — 発効日は12月27日 —

京都地方最低賃金審議会（会長 久本憲夫 京都大学公共政策大学院教授）は、8月19日に京都労働局長（森川善樹）から5業種の京都府特定（産業別）最低賃金の改正について諮問を受け、数次にわたる審議を重ねた結果、10月29日京都労働局長あて、下記1の4業種の京都府特定（産業別）最低賃金の改正について答申を行いました。

京都労働局長は、この答申を受け所定の手続きを行い、本日11月27日改正決定を行うとともに、同日付けで官報公示を行いました。

### 記

- 1 京都府特定（産業別）最低賃金のうち、下記の4業種について改正決定が行われ、平成25年12月27日から発効となります。

特定（産業別） 最低賃金の名称	区分	改正金額	現行金額	引上額	引上率
金属製品製造業最低賃金	時間額	842円	834円	8円	0.96%
電気機械器具製造業最低賃金	時間額	840円	831円	9円	1.08%
輸送用機械器具製造業最低賃金	時間額	849円	840円	9円	1.07%
各種商品小売業最低賃金	時間額	790円	781円	9円	1.15%

なお、京都府自動車（新車）小売業最低賃金（時間額768円）については、現時点で改正決定に至っておらず、京都府最低賃金（時間額773円 平成25年10月24日発効）が上回るため、地域最低賃金が適用されています。

2 今回、下記の3業種については、改正諮問が行われていません。

特定（産業別） 最低賃金の名称	区分	現行金額	発効日
印刷業最低賃金	地域別最低賃金と特定（産業別）最低賃金の両方の適用を受ける場合は、高い方の最低賃金が適用されます。平成25年10月24日からは京都府最低賃金時間額773円が適用されます。		
はん用・生産用・業務用機械器具製造業最低賃金	時間額	822円	平成20年12月21日
自動車小売業最低賃金	時間額については京都府最低賃金が適用になります。ただし、日給制労働者については、自動車小売業最低賃金の日額5,926円の適用もあります。		